

■接骨院・鍼灸院の広告規制

表示できる事項	
接骨院（柔道整復師法）	鍼灸院（おはき法 ※1）
柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所 ※2	施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所 ※3
施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ※2	法第1条に規定する業務の種類 ※3
施術日又は施術時間	施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項 ※3
その他厚生労働大臣が指定する事項 ・ほねつぎ（接骨） ・法第19条第1項前段の規定による届出をした旨 ・医療保険療養費支給申請ができる旨 （脱臼または骨折の患部の施術に係る申請については 医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ・予約に基づく施術の実施 ・休日又は夜間における施術の実施 ・出張による施術の実施 ・駐車設備に関する事項	施術日又は施術時間 その他厚生労働大臣が指定する事項 ・もみりようじ ・やいと、えつ ・小児鍼（はり） ・法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨 ・医療保険療養費支給申請ができる旨 （申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る） ・予約に基づく施術の実施 ・休日又は夜間における施術の実施 ・出張による施術の実施 ・駐車設備に関する事項

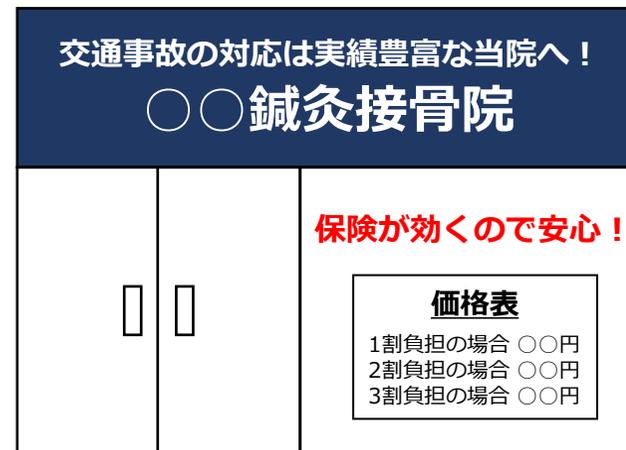
※1 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 ※2 その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

※3 その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

★接骨院・鍼灸院の広告(看板等)には、これら以外の事項を記載することが認められていない。

■多くの接骨院・鍼灸院で見られる違反

■特に悪質な事例



※掲載の看板・のぼり・外観はいずれもイメージ図

■現地調査結果

調査対象：西宮市内の接骨院・鍼灸院／調査件数：100件／調査時期：2024年8月2日～11日

違反事項	例	件数	違反事項	例	件数
健康保険が利用できる旨	「各種保険取扱」「保険使えます！」	50	症状・部位の表示	「捻挫・打撲・骨折」「首・肩・腰」	52
交通事故に対応している旨	「交通事故」「事故対応なら当院へ！」	38	医療行為に類似した表記	「診療」「診察」「休診」	54
労災保険が利用できる旨	「労災指定」「労災対応」	26	価格の表示	「料金表」「〇〇割負担の金額」	4
施術内容の表示	「骨盤矯正」「スポーツテーピング」	26			

■療養費支給申請書内容点検等業務の概要(2023年度実績)

多部位(3部位以上)・長期(4ヶ月以上)・頻回(月10回以上)の申請に対する文書照会

対応可能件数：800件 → 実際の送付件数：725件 → 返送件数：529件(返送期限後の到着分を含む)